

てちょう こうふ 1. 手帳の交付

交付



手帳は、各種の福祉サービスを受けるために、障がいのあることを証明するものです。障がいの種別に応じて、3種類の手帳が交付されます。



1. 手帳の交付

1 手帳の交付

てちょう こうふ 1. 手帳の交付



障がいのある方がいろいろな援助を受けやすくするため、障がいの種別によって下記の3種類の手帳の交付制度があります。

1-1

しんたいしょうがいしゃてちょう
身体障害者手帳



対象者	視覚・聴覚・平衡機能・音声機能・言語機能・そしゃく機能・肢体（上肢・下肢・体幹・脳原性運動機能障がい）・心臓機能・腎臓機能・呼吸器機能・ぼうこう機能・直腸機能・小腸機能・免疫機能・肝臓機能に永続的な障がいのある方
障がい等級	障がい程度の重度の方から順に、1級から6級までに区分され、等級により支援の内容が異なる場合があります。

1-2

りょう いく て ちょう
療育手帳



対象者	こども家庭センターにおいて、知的障がいと判定された方
障がい等級	障がい程度の重度な方から順に㊤・A・㊦・Bの四つに区分され、等級により支援の内容が異なる場合があります。

1-3

せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう
精神障害者保健福祉手帳



対象者	精神疾患を有する方のうち、精神障がい（知的障がいを除く）のため長期にわたり日常生活や社会生活への制約のある方
障がい等級	障がいの程度によって重度の方から順に1級から3級までに区分され、等級により支援の内容が異なる場合があります。



1-4

てちょう しんせいてつづ
手帳の申請手続き

手帳の交付を受けるためには、次のような手続きが必要となります。

	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳
手帳交付申請 (新規申請)	<ul style="list-style-type: none"> 交付申請書 指定医師の診断書・意見書 指定医師の障がい部位の状況および所見 本人の写真(2枚) 印鑑 マイナンバーカード 	<ul style="list-style-type: none"> 交付申請書 本人の写真(1枚) 印鑑 	<ul style="list-style-type: none"> 手帳申請書 本人の写真(1枚) 印鑑 手帳用診断書(精神障がいを事由とする年金受給者は診断書の代わりに年金証書の写しと同意書で申請できます。) マイナンバーカード
住所・氏名が変わったとき (変更届)	<ul style="list-style-type: none"> 居住地・氏名変更届出書 身体障害者手帳 印鑑 	<ul style="list-style-type: none"> 居住地・氏名・保護者変更届書 療育手帳 印鑑 	<ul style="list-style-type: none"> 記載事項変更届 精神障害者保健福祉手帳 印鑑
再交付したとき 死亡されたとき (返還届)	<ul style="list-style-type: none"> 手帳返還書 身体障害者手帳 印鑑 	<ul style="list-style-type: none"> 手帳返還届書 療育手帳 印鑑 	<ul style="list-style-type: none"> 精神障害者保健福祉手帳 障害者手帳返還届書
手帳を紛失 き損したとき (再交付申請)	<ul style="list-style-type: none"> 再交付申請書 本人の写真(2枚) 印鑑 	<ul style="list-style-type: none"> 再交付申請書 本人の写真(1枚) 印鑑 	<ul style="list-style-type: none"> 再発行申請書 本人の写真(1枚) 印鑑
障がい程度・状態 が変化したとき (再交付申請)	<ul style="list-style-type: none"> 再交付申請書 指定医師の診断書・意見書 指定医師の障がい部位の状況および所見 本人の写真(2枚) 印鑑 	/	<ul style="list-style-type: none"> 手帳申請書 本人の写真(1枚) 印鑑 手帳用診断書
手帳の 再判定・更新	<ul style="list-style-type: none"> 交付申請書 指定医師の診断書・意見書 指定医師の障がい部位の状況および所見 本人の写真(2枚) 印鑑 マイナンバーカード 	【再判定による申請】 <ul style="list-style-type: none"> 交付申請書 本人の写真(1枚) 印鑑 	【更新】 <ul style="list-style-type: none"> 手帳申請書 本人の写真(1枚) 印鑑 手帳用診断書(精神障がいを事由とする年金受給者は診断書の代わりに年金証書の写しと同意書で申請できます。)
申請窓口	健康福祉課および本庁/住民課・各支所/住民生活課		
問合せ先	健康福祉課社会福祉係(0826-25-0250)		

※写真のサイズは、いずれも縦4cm×横3cm(*最近6か月以内に撮影したもの)

(注) デジタル写真を普通紙に印刷したものや、ポラロイド写真は使えませんのでご注意ください。